

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文

- 当せん金付証券法施行規則（昭和六十年自治省令第二十号）の一部改正（第一条関係）
- 当せん金付証券法施行規則（昭和六十年自治省令第二十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電磁的記録）</p> <p>第一条 当せん金付証券法（以下「法」という。）第四条第四項の総務省令で定める記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するファイルに記録されたものとする。</p> <p>（資金の管理方法）</p> <p>第二条 法 第七条第一項第二号に規定する受託銀行等（以下「受託銀行等」という。）は、法第十四条の規定により設けられた勘定（以下「当せん金付証券勘定」という。）に属する資金を銀行その他の金融機関への預金その他の総務大臣の指定する確実かつ有利な方法により、当せん金等の支払準備に支障のないように留意しつつ、管理しなければならない。</p> <p>第三条 受託銀行等は、二以上の都道府県又は法第四条第一項に規定する</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 当せん金付証券法（以下「法」という。）第七条第一項第二号に規定する受託銀行等（以下「受託銀行等」という。）は、法第十四条の規定により設けられた勘定（以下「当せん金付証券勘定」という。）に属する資金を銀行その他の金融機関への預金その他の総務大臣の指定する確実かつ有利な方法により、当せん金等の支払準備に支障のないように留意しつつ、管理しなければならない。</p> <p>第二条 受託銀行等は、二以上の都道府県又は法第四条第一項に規定する</p>

特定市（以下「特定市」という。）から法第六条第一項の規定により

委託を受けた場合においては、当該二以上の都道府県又は特定市から委託を受けた事務に 関する経理を行う当せん金付

証券勘定に属する資金を、当該都道府県知事又は当該特定市の市長の承認を得て、一体として管理することができる。

（資金を一体として管理する場合における運用利益金の納付額の算定方法）

第四条 受託銀行等が前条の規定により当せん金付証券勘定に属する資金を一体として管理する場合において、当該受託銀行等が法第十六条第五項に規定する運用利益金に相当する金額として当該都道府県又は当該特定市に納付すべき額の算定方法は、当該都道府県又は当該特定市が毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間に発売する当せん金付証券の売得金の見込額等を勘案して当該都道府県又は当該特定市の協議により定める方法とする。

特定市（以下「特定市」という。）から法第六条第一項に規定する当せん金付証券の発売等（以下「当せん金付証券の発売等」という。）の事

務の委託を受けた場合においては、当該二以上の都道府県又は特定市から委託を受けた当せん金付証券の発売等に関する経理を行う当せん金付証券勘定に属する資金を、当該都道府県知事又は当該特定市の市長の承認を得て、一体として管理することができる。

（資金を一体として管理する場合における運用利益金の納付額の算定方法）

第三条 受託銀行等が前条の規定により当せん金付証券勘定に属する資金を一体として管理する場合において、当該受託銀行等が法第十六条第五項に規定する運用利益金に相当する金額として当該都道府県又は当該特定市に納付すべき額の算定方法は、当該都道府県又は当該特定市が毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間に発売する当せん金付証券の売得金の見込額等を勘案して当該都道府県又は当該特定市の協議により定める方法とする。

- 地方財政法第三十三條の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第九九号）の一部改正（第二条関係）
- 地方財政法第三十三條の五の二第二項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第九九号）（抄）

（傍線部は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は公布の日から施行する。</p> <p>（普通交付税の額の決定前における法第三十三條の五の二第一項の額の算定方法）</p> <p>第二条 平成二十四年度において、地方交付税法第十条第三項の規定により普通交付税の額が決定される前に法第三十三條の五の二第一項の規定に基づき地方債を起す場合における第一条第一項の規定の適用については、同項中「道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額と、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同項第一号の表中「九、〇六三」とあるのは「四、三九五」と、「五、六六〇」とあるのは「二、八二一」とし、第二条の規定の適用については、同条中「〇・九九八〇一七六」とあるのは「〇・八」と、「〇・九九二七九一三」とあるのは「〇・六」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>この省令は公布の日から施行する。</p>

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）の一部改正（第三條關係）

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）（抄）

（傍線部は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第三條關係）			
略	法令名 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）	略	条 項 第十一条
略	法令名 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）	略	条 項 第十二条

- 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部改正（第四条関係）
- 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）（抄）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（地方債の特例に係る事業の再生の手続）</p> <p>第二条の八 法第三十三条の五の七第一項第四号に規定する再生手続その他の総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 次のイからハまでに掲げる要件に該当する債務処理に関する計画を作成して債務処理を行う手続（イ(2)に規定する事項に基づき確認が行われる場合に限る。）</p> <p>イ 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（公正かつ適正なものと認められるものであって、次に掲げる事項が定められているもの（当該事項が当該準則と一体的に定められている場合を含む。）に限るものとし、特定の者（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫、株式会社企業再生支援機構並びに協定銀行（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。次項において同じ。）を除く。）が専ら利用するためのものを除く。）に従って策定されていること。</p>	<p>附則</p> <p>（地方債の特例に係る事業の再生の手続）</p> <p>第二条の八 法第三十三条の五の七第一項第四号に規定する再生手続その他の総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 次のイからハまでに掲げる要件に該当する債務処理に関する計画を作成して債務処理を行う手続（イ(2)に規定する事項に基づき確認が行われる場合に限る。）</p> <p>イ 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（公正かつ適正なものと認められるものであって、次に掲げる事項が定められているもの（当該事項が当該準則と一体的に定められている場合を含む。）に限るものとし、特定の者（株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫、株式会社企業再生支援機構並びに協定銀行（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。次項において同じ。）を除く。）が専ら利用するためのものを除く。）に従って策定されていること。</p>

(1)・(2) 略

ロ・ハ 略

2 略

(市町村の廃置分合等があつた場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定

方法)

第七条

(1)・(2) 略

ロ・ハ 略

2 略

(市町村の廃置分合等があつた場合の臨時財政対策債発行可能額の算定

方法)

第七条

平成二十三年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特別交付金、児童手当及び子ども手当特別交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすこととされた地方債の額」とする。

平成二十四年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特別交付金、児童手当及び子ども手当特別交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「及び交通安全対策

平成二十四年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特別交付金、児童手当及び子ども手当特別交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と

特別交付金」とあるのは、「地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2 | 平成二十五年年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは、「児童手当特別交付金、児童手当及び子ども手当特別交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3 | 平成二十六年年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第

、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3 | 平成二十五年年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは、「児童手当及び子ども手当特別交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4 | 平成二十六年年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第

一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4 | 平成二十七年 | 度 | における第十四条の二の規定の適用
については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

5 | 平成二十八年度及び平成二十九年度における第十四条の二の規定の適用
については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第八条 令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、平成二十四年度までの間、第十二条各号に定める経費のほか、平成十四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路

一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに

法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

5 | 平成二十七年 | 度 | 及び平成二十八年度における第十四条の二の規定の適用
については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、
「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

（新設）

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第八条 令第十五条第一項第二号に規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、平成二十四年度までの間、第十二条各号に定める経費のほか、平成十四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路

線を有する地方公共団体が昭和五十八年度から平成二年度までに起こした
地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）
の利子（第十二条第一号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除
く。）とする。

線を有する地方公共団体が昭和五十八年度から平成二年度までに起こした
地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）
の利子（第十二条第一号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除
く。）とする。